社会福祉施設等における事故等発生時の報告取り扱い要領

1 報告すべき事故等の対象

報告すべき事故等は、事業者が行うサービス提供中及びサービス提供に関連する入居者に関係する事故及び職員の法令違反・不祥事等とする。

2 報告すべき事故等の種類

事業者は、次の(1)~(4)の場合、市へ報告を行う。

	479270日、117、114日12日7。 注至東西
事故等の種類	注意事項
(1) けが又は死亡事故	① 送迎、通院等の移動中の事故も含む。(親族や
の発生	外部事業者による事故も含む。)
	② 誤薬、誤嚥等により病院等を受診した場合も
	含む。
	③ 事故死のほか自殺の場合も含む。
	④ 入居者が事故発生からある程度の期間を経て
	から死亡した場合、事業者は速やかに市へ連絡
	もしくは報告書を再提出すること。
(2) 食中毒及び感染症	感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に
等の発生	対する医療に関する法律」に定めるもののうち、
	原則として一類、二類、三類感染症とする。ただ
	し、感染性胃腸炎(ノロウイルス)や疥癬の発生
	など、入居者等に蔓延する恐れのある場合並びに
	新型インフルエンザに係る集団感染の発生件数等
	の報告をあかし保健所に行った場合又は当該報告
	を行わない場合であっても、市へ報告すること。
(3) 職員(従業者)の法	入居者の処遇に影響があるもの(例:入居者か
令違反・不祥事等の発	らの預り金の横領等)について報告すること。
生	
(4) その他報告が必要	震災・風水害及び火災等により施設に被害が発
とされる場合	生した場合など、サービス提供に影響する場合は
	報告すること。

3 報告すべき事故等の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。入居者の自己過失によるけがであっても報告すること。
- (2) けがの程度については、医療機関で受診した場合を原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方が良いと事業者が判断したものについては、市へ報告すること。

(3) 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある(トラブルになるおそれがある)と事業者が判断した場合は報告すること。

4 報告の手順

- (1) 事故等発生後、事業者は速やかに市へ電話又はFAXで報告する(第一報)。
- (2) 事故等処理の経過についても、電話、FAX又は電子メールで適宜報告する。
- (3) 事故等処理の区切りがついたところで、所定の書式(「社会福祉施設等における事故等報告書」)を用いて報告する(代表者の押印が必要)。

<注意事項>

① 事業者は第一報及び経過報告を電話で行う場合は、連絡者の名前を名乗るとともに受付者の名前を確認すること。FAX又は電子メールの場合は、到着したかどうかを確認すること。

なお、FAX又は電子メールの場合は、誤送信がないよう十分注意する とともに、個人情報に該当する部分(対象者の氏名、住所、要介護度など) を伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど、個人情 報の保護に留意すること。

- ② 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。例えば、午後に事故等が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝早くに報告を行ったり、金曜日の夕刻に事故等が発生した場合には、土日の間にFAX等を入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすること。
- ③ FAX等に使用する書式については、所定の書式(「社会福祉施設等における事故等報告書」)を用いてもよい。上記(1)(2)(3)の順に同じ書式を使用し、報告ごとに追記する形でもよい。
- ④ 各事業者は、市、入居者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者が事故等の事実関係を共通に把握することができるよう、入居者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

5 入居者への説明

事業者は、事故等発生後、対象となる入居者に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき事故等報告書を作成し、市に提出すること。
- (2) 提出後の事故等報告書は、個人情報以外を事故事例として兵庫県に報告する場合があること。
- (3) 明石市情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合、個人情報以外の内容(例:事業者名)が公開されること。

6 報告の書式

別添「社会福祉施設等における事故等報告書」

<注意事項>

特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業者等については、本要領に基づく報告ではなく、別に定める「介護保険事業者事故報告書」により担当部署に報告を行うこと。

7 報告先

事業者は、2で定める事故等が発生した場合、4の手順により、次の両者 に報告すること。

- (1) 明石市高齢者総合支援室いきいき係
- (2) 入居者の保険者(市町村) ※ ただし、明石市が保険者の場合は除く。

<注意事項>

報告書には入居者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

8 報告を受けた市の対応

報告を受けた市は、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の 対応状況に応じて必要な対応を行うものとする。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類 感染症、二類感染症並びに三類感染症

一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マ ールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス